

平成30年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

1 研修目的

各都道府県で障害者虐待防止法の実効性のある取り組みを行うために、国において「障害者虐待防止・権利擁護研修」を実施することにより、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担うものを養成する。

2 研修内容

(1) 研修の位置づけ

当該研修は国から都道府県への伝達研修。

(2) 内容

以下の共通研修、ア～ウのコース別研修を実施。

- ア、市町村・都道府県等窓口職員コース
- イ、管理者・設置者コース
- ウ、虐待防止マネージャーコース

□ 共通研修

【ア、イ、ウの共通研修】

- ①平成30年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修のポイント
- ②障害者の権利擁護について
- ③障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
- ④当事者家族の声を聞く
- ⑤主に知的障害者のある人を対象とした障害者虐待防止研修

【イ、ウの共通研修】

- ⑥性的虐待及び心理的虐待、放棄・放置の防止
- ⑦経済的虐待の防止（講義と防止計画作成演習）
- ⑧身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止
（講義と防止計画等作成演習）
- ⑨職員のメンタルヘルス・アンガーマネジメント
- ⑩障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止について

□ コース別研修

【ア、市町村・都道府県等窓口職員コース】

- ⑥養護者による虐待事案への対応と支援
- ⑦保護・分離及び成年後見制度等の活用
- ⑧警察及び地方労働局との連携
- ⑨事実確認調査における情報収集と面接方法（講義）
- ⑩事実確認調査における情報収集と面接方法（演習）
- ⑪障害者福祉施設従事者等による虐待通報への事実確認調査のポイント
- ⑫検証に堪える記録の書き方

【イ、管理者・設置者コース】

- ⑪施設・事業所における虐待防止体制の整備（講義）
- ⑫施設・事業所における虐待防止体制の整備（演習）

【ウ、虐待防止マネージャーコース】

- ⑪施設・事業所における虐待防止研修の進め方（講義）
- ⑫施設・事業所における職員に対する虐待防止研修の進め方（演習）

3 受講人数

203名（全都道府県）